

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第66号	
事故等名	押船第十七菊清丸被押起重機船第18菊清号乗揚	
発生年月日時刻	平成20年10月7日08時30分ごろ	
発生場所	徳島小松島港徳島区 南沖洲港湾工事現場	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月8日 神戸・地方事故調査官が海難報告書を精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 押船 第十七菊清丸 19トン	
船舶番号	280-32566	
船舶所有者等	株式会社岡田組	
船種・船名・総トン数	B 起重機船 第18菊清号 1,554トン	
船舶番号(IMO 番号)	なし	
船舶所有者等	株式会社岡田組	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A 負傷者なし	
損傷	A 推進器翼が軽損 B なし	
事故等の経過	A船は、B船を押航して南沖洲港湾工事で捨石投入作業に従事するため、徳島小松島港徳島区内を航行中、平成20年10月7日08時30分ごろ、工事現場入口付近で両船の船底が浅所に接触した。 気象・海象は平穏であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、水深の浅くなっている工事現場入口付近で、水深に対する確認を十分に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を押して水深の浅くなっている工事現場入口付近を航行中、水深の確認を十分に行わなかったため、両船が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	